

広島県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十一年二月二日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年一月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

羽和泉室町線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市久井町和草字宮ノ沖九四二番五地先から 三原市久井町和草字毛無沖七四六番二地先まで	新	旧	一五・〇〇〇 三〇・〇〇〇	二七九・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 二八〇・〇〇 メートル
			四・一〇〇 七・四〇〇 一四・〇〇〇 二六・三〇〇	六〇六・〇〇 五二七・〇〇	
三原市久井町和草字後宗重一五六六番五地先から 三原市久井町和草字砂田一九二七番四地先まで	新	旧	一四・〇〇〇 二六・三〇〇	五二七・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 四一六・〇〇 メートル
			五・六〇〇 一・二二〇	一〇一・〇〇	
三原市久井町和草字ニツ池尻二二一四番一 地先から 三原市久井町和草字ニツ池尻二二二六番三 地先まで 三原市久井町和草字ニツ池尻二二一四番一 地先から 三原市久井町和草字ニツ池尻二二二〇番七 地先まで	新	旧	一七・〇〇〇 四一・〇〇〇	七六・二二〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 七八・二二〇 メートル
			一七・〇〇〇 四一・〇〇〇	七六・二二〇	